

一般質問通告一覧表

日付	発言者順序 【質問方式】	発言の要旨
平成 30 年 6 月 8 日 (金)	1 成田 智樹 【一問一答】	1 土砂災害対策について 2 生活困窮世帯に対する支援について
	2 白本 和久 【一問一答】	1 公文書の管理について 2 市が認定する里道の管理と活用について
	3 中浦 新悟 【一問一答】	1 (仮称) 生駒南学校給食センターの整備と幼稚園、 小学校、中学校のエアコン整備について
	4 下村 晴意 【一問一答】	1 学校における交流及び共同学習の推進について 2 祖父母手帳について
11 日 (月)	5 改正 大祐 【一問一答】	1 危機管理の取組について
	6 吉波 伸治 【一問一答】	1 安全・安心のまちづくりについて
	7 竹内 ひろみ 【一問一答】	1 コミュニティーバスの運行について 2 子どもの歯の健康の維持・増進について
	8 樋口 清士 【一問一答】	1 行政運営の改善・改革について
	9 山田 耕三 【一問一答】	1 緊急時における情報伝達について
12 日 (火)	10 恵比須 幹夫 【一問一答】	1 がん対策について 2 通学路と小学校・幼稚園・保育所の安全対策につい て
	11 伊木 まり子 【一問一答】	1 在宅医療と在宅医療・介護連携について 2 熱中症の予防対策について
	12 浜田 佳資 【一問一答】	1 燃えないごみの収集方法及び家具のリユースの促進 について 2 観光促進への整備について

平成30年 5月25日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

成田 智樹



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成30年 5月25日
午後3時2分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> ・ <u>一括質問方式</u> ・ <u>一問一答方式</u> ・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	土砂災害対策について
2	生活困窮世帯に対する支援について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	土砂災害対策について
質疑・質問の要旨	
6月 は土砂災害防止月間です。国土交通省では、土砂災害の防止と被害軽減を目的に、昭和58年より6月を「土砂災害防止月間」と定め、土砂災害防止のために全国統一防災訓練や全国の集いなど様々な取組を実施しています。本年も全国各地において様々な啓発活動等が予定されています。 いうまでもなく、土砂災害は全国各地で頻発しており、国民の生活に大きな影響を与えています。また、地球温暖化に伴う気候変動により、熱帯低気圧の強度が増大するとともに、大雨の頻度も増加する可能性が高く、土砂災害の増加、激甚化が懸念されています。 昨年7月の九州北部豪雨及び秋の台風18号、21号による被害は記憶に新しいところですが、国交省によると、昨年（平成29年）1年間の全国の土砂災害発生件数は1514件（土石流等313件、地すべり173件、がけ崩れ1028件）で、被害状況は、人的被害が死者22名、行方不明者2名、負傷者8名。人家被害が全壊219戸、半壊195戸、一部損壊287戸と発表されています。単純計算で、一日当たり4件もの土砂災害が発生するという状況でありました。 本年（平成30年）に入り、4月30日現在時点での土砂災害発生件数は、112件（土石流等11件、地すべり28件、がけ崩れ73件）で、（人的被害：死者6名、人家被害：全壊4戸、一部損壊7戸）雨量がさほど多くない季節にもかかわらず、ほぼ毎日どこかで土砂災害が発生している計算となる数値が発表されています。 従来の規模を超える大雨、ゲリラ豪雨、大型台風の上陸など土砂災害を引き起こす要因を取り除くことは容易ではありません。しかし、事前の準備により被害を最小限度にとどめることは可能です。そして、行政においては、何があっても市民の生命の危険だけは回避するための措置を講ずることが肝要と考えます。 奈良県では、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定状況及び基礎調査結果の公表状況を発表しています。また、5月13日（日）には本市において、今年初めて「土砂災害警戒情報」が発表されたところでもあります。 これらをふまえ、本市の土砂災害対策について以下のとおり質問いたします。	

- 1 土砂災害警戒区域等の指定状況及び基礎調査結果の公表状況に関し、調査、公表、地元説明会及び告示等一連の業務について、本市はどのような役割を担っているのか。また、それらについて県等と協力・連携して円滑に進めることはできているのか。
- 2 土砂災害警戒区域、同特別警戒区域内の居住者の状況について、詳細は把握できているのか。問い合わせ等に対し適切な対応が図られているのか。また、セミナー及び避難訓練等は実施されているのか。
- 3 5月13日（日）、大雨警報とほぼ同時に土砂災害警戒情報が発表され、万全を期して対応に当たったと推察するが、同情報発表から解除までにおいて、避難準備等発令に関しどのような検討が行われたのか。
またその際、今年度新たに就任した危機管理監はどのような指示、助言等を行ったのか。
- 4 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）発令の基準は明確に定められているのか。

質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	生活困窮世帯に対する支援について
質疑・質問の要旨 厚生労働省は平成30年度予算で、経済的に苦しい家庭の子どもに対する「学習支援事業」を拡充し、高校中退者らを含む10代の「高校生世代」の進学や就労に向けた支援を強化するとしています。 学習支援は、2015年施行の生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所がある自治体が任意で行う事業で2017年度では該当する902自治体のうち、過半数を超える504自治体に取り組んでおり、利用者は2016年度において約2万人と見込まれています。 また、厚労省は、小学生への支援の充実を図るため、親の事情で学童保育に通えない子どもがいる家庭などに支援員が巡回訪問し、早寝早起きや宿題をする習慣づくりの助言をしたり、親からの子育てについての相談に応じたりする支援も開始しています。 これらをふまえ、十分な教育を受けられずに貧困が親から子へ受け継がれる「貧困の連鎖」を防ぐための支援について、以下のとおり質問します。 1 現在行われている「学習支援事業」の実施状況は。 2 生活困窮世帯の子どもの数は把握できているのか。 3 高校中退者の数及び現状の把握はできているのか。また、具体的にどのような支援が行われているのか。 4 高校生世代の進学や就労に向けた支援及び巡回訪問等による小学生への支援について充実させる考えはあるか。	

質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成30年5月28日

生駒市議会議長

中谷尚敬様

生駒市議会議員

白本和久



発言通告書

次のとおり通告します。

 平成30年5月28日
 午前9時54分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	公文書の管理について
2	市が認定する里道の管理と活用について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番 号	質疑 ・ 質問事項
1	公文書の管理について
質疑・質問の要旨	
公文書とは、国や地方公共団体など行政機関の職員が職務権限に基づいて作成する文書と定義されています。 国は約10年前、厚生労働省で、血液製剤によってC型肝炎に感染したとみられる方の名簿を放置していたり、防衛省では、保存期間内の書類が廃棄されたりするなど、ずさんな公文書の管理が相次いで発覚したことから、当時の福田総理大臣が「公文書管理法」の制定を指示し、平成23年に「公文書管理法」が制定されました。しかし、現在においても、連日報道で取り上げられているように、国などの行政機関における意思決定過程の記録などの公文書の管理が問題となっています。形を作ったとしても意識が伴わないと、実効あるものになりません。 以前、本市では、職員の事務負担の軽減と文書管理の効率化などのために、外部委託による公文書の管理チェックなどを行っていましたが、一定の期間を経て、その後、職員で管理を行うとの方針により、一部を除き外部委託がなくなりました。本市では、現在も公文書は、文書取扱規程に基づいて管理されていると思いますが、公文書の管理は、ただ単に作成や保存と言うだけでなく、市民の知る権利の一つである情報公開にもつながるものです。また、事務の効率化、文書の減量、事務室内什器の削減などにもつながると考えます。以上のことを踏まえ、現状の公文書の管理が単に保存するという形に流されず、適正な管理となっているのかについて、以下のとおりお聞きします。	

- 1 公文書のファイリングについては、全庁的に統一化されたルール（保存年限の設定や文書責任者の選任など）によって実施されていると思いますが、具体的にどのような方法で行われていますでしょうか。
- 2 本市の公文書の管理状況をどのように把握、分析されていますでしょうか。
- 3 現在の公文書の管理状況を踏まえ、問題点や課題はありますでしょうか。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	市が認定する里道の管理と活用について
質疑・質問の要旨	
従来、国有財産であった法定外公共物は、一般的には、公図で里道（赤線）などと呼ばれているものですが、地方分権一括法の施行に伴い、平成17年4月に市に移譲されました。里道は、権利的には公有財産ですが、通路として地域住民の生活と深くかかわっています。市に移譲されてから10年あまりが経過しましたが、市が認定する里道について、以下のとおりお聞きします。 1 現状の里道の距離、面積及び占用料はどのようになっていますでしょうか。 2 官民の境界確定について、現在の進捗状況を教えてください。また、今後どのように進めていく予定でしょうか。 3 現在、里道の状況を図面上においてどのように管理され、今後どのように管理していくのでしょうか。 4 移譲されてから現在までに、里道の整備・管理にどれだけの経費を要しましたでしょうか。 5 里道は、通路としての役割だけでなく、自然環境、景観の保全など市民に憩いと安らぎをもたらす貴重な資源であると考えます。里道を「里道トレイル」と名付け、新たな観光資源としている自治体もあり、本市においても和める小路、誰もが楽しく歩ける散策路として観光や散策に活用できるのではないかと考えますが、里道の活用について、市の見解をお聞かせください。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成30年5月28日

生駒市議会議長

中谷尚敬様

生駒市議会議員 中浦新悟



発言通告書

次のとおり通告します。

平成30年5月28日
午前9時56分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	(仮称)生駒南学校給食センターの整備と幼稚園、小学校、中学校のエアコン整備について

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	(仮称) 生駒南学校給食センターの整備と幼稚園、小学校、中学校のエアコン整備について
質疑・質問の要旨	
生駒市の行財政運営については、今後、人口の減少とともに財政面において、厳しい状況が想定されます。このような状況にあっても、学校施設において、学びやすい教育環境と施設の整備に向け、課題は山積しています。 ●昨年12月の市民文教委員会で(仮称)生駒南学校給食センターの整備について、現計画の検証をするとの見解を示されたが、具体的にどのような検証を行っているのか。また、来年度から設計・工事に着手するというスケジュールに変更はないか。 ●(仮称)生駒南学校給食センターの整備後、運営費はとなると想定しているか。 ●本年度予算で、中学校のエアコン整備の設計が実施されるが、来年度、全中学校のエアコン整備工事予算が計上されることでよいか。 ●中学校のエアコン整備費用として概算約5億円程度を見込んでいるということであるが、幼稚園、小学校にエアコン整備する場合、それぞれどの程度の費用を見込んでいるのか。また、中学校では年2500万円(現状との差、年1500万円増)のランニングコストを見込んでいるとのことであるが、幼稚園、小学校では、どの程度のランニングコストが必要となり、どれくらいの増額となるのか。 ●中学校のエアコン整備設計の予算措置により、幼稚園、小学校においても順次整備が進められていくという期待が市民の間で高まっている。3月の予算委員会では、財政面の課題から幼稚園、小学校のエアコン整備の具体的な導入時期は示されなかった。これに加え、平成31年度からは、(仮称)生駒南学校給食センター整備に向けた費用が見込まれるとともに、平成33年度からは、清掃センターの炉の改修工事が必要となる旨の報告がされており、多額の費用を投じていくこととなる。しかしながら、同委員会において、幼稚園、小学校のエアコン整備の早期の導入に向けて協議を進める旨の答弁や、中学校の整備からあまり間を開けすぎるのもどうかという旨の見解も示された。幼稚園、小学校のエアコン整備の早期の導入に向け、どのような検討が行われ、いつまでに整備時期が示されるのか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

4

平成30年5月28日

生駒市議会議長

中谷尚敬様

下村 晴意



発言通告書

次のとおり通告します。

平成30年5月28日
午後0時45分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	学校における交流及び共同学習の推進について
2	祖父母手帳について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	学校における交流及び共同学習の推進について
質疑・質問の要旨	
平成16年6月に障害者基本法が改定され、国及び地方公共団体は、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の交流及び共同学習を積極的に進め、相互理解を促進することが規定されました。 当該改正等を踏まえ、平成20年3月に公示された幼稚園教育要領、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領、平成21年3月に公示された特別支援学校幼稚部教育要領、小学校、中学校、高等部の特別支援学校学習指導要領等において、障がいのある幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という）と障がいのない児童生徒等の交流及び共同学習の実施が位置付けられました。 また、平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会において取りまとめられた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、交流及び共同学習を一層推進していくことが重要であると指摘されました。 文部科学省においては、平成27年度から「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業」等により、交流及び共同学習の全国的な推進と普及に取り組んでいます。また、平成29年3月に公示された幼稚園教育要領、小学校、中学校学習指導要領及び同年4月に公示された特別支援学校幼稚部教育要領、小学校・中等部の特別支援学校学習指導要領において、引き続き、交流及び共同学習の充実を図るよう規定しました。 平成29年2月には、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を実現するために、政府が行うべき施策が「ユニバーサルデザイン2020行動計画」として取りまとめられました。 本計画では、学校における「心のバリアフリー」の教育を展開するための具体的施策として、各学校において、障がいのある人との交流及び共同学習が活性化されるよう、文部科学省及び厚生労働省が中心となり「心のバリア	

フリー学習推進会議」を設置し、平成30年度以降実施する具体的な取組について結論を得ることとしています。

これを踏まえ、本会議が設置され、学校における「心のバリアフリー」の教育を推進するため、交流及び共同学習の推進や関係者によるネットワーク形成に関する方策について、平成29年7月から5回にわたり検討を行い、本報告を取りまとめました。今後、国、地方公共団体（教育委員会及び福祉部局等）や学校等において、本報告を踏まえ、一層の取組の充実が図られることを期待する。としております。以上のことを踏まえ質問致します。

1. 「心のバリアフリー」を実現するためには、幼児期からの経験の積み重ねが重要であると考えます。幼稚園や保育所等の段階から障がいのある幼児と障がいのない児童生徒等が交流や協働する機会を設けるとともに、小学校教育の段階においては、すべての児童が継続した交流及び共同学習を経験することで、障がいや障がいのある人への理解、いわゆる障がい者理解の基礎が培われると考えます。本市での取組について、お聞かせください。
2. 障害者の権利に関する条約24条を受けて、インクルーシブ教育システムとは、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、とありますが、本市での現状についてお聞かせ下さい。
3. 文部科学省の交流及び共同学習に関する調査によると、平成28年度に障がいのある人との交流活動を行った小学校40%、中学校29%、高等学校21%となっています。取組としては、地域の障がい者支援施設等に訪問し、施設の役割や事業内容を学び、施設利用者との交流や介護体験等を行う事例や障がいのあるアスリートや芸術家等との交流会を学校で開催し、講演や体験活動など行う事例があります。このような経験が将来の進学や就労の選択につながった児童生徒等もいるなど、児童生徒等に与える影響は大きいと考えます。本市での取組についてお聞かせください。
4. 各学校において様々な取組が進められる中で、教職員の意識の差もあると思いますが、児童生徒等の意識を変えるためには、まずは教職員の意識が変わることが必要だと考えます。校長のリーダーシップの下、学校全体で取組の意義・目的や内容を理解し実践することだと考えますが。考えをお聞かせください。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	祖父母手帳について
質疑・質問の要旨	
共働きや核家族化が当たり前となっている今、改めて見直されているのが子供にとっての「祖父母」の大切さです。 人間形成やコミュニケーション能力の成長などあらゆる面においておじいちゃんやおばあちゃんと深い関わりを持つことが赤ちゃん・子供にとって大切なこと。メンタルの成長においていい効果がたくさんあります。 しかし、祖父母世代と子育てに対しての常識に違いを感じてしまう現状があります。 「祖父母手帳」はそんな親世代と祖父母世代のモヤモヤを解消してくれるツールとして、今注目されているアイテムです。 祖父母手帳とは、「親と祖父母が協力し合って子育てをしたほうが良い」と言われたり、「孫育て」という言葉が注目されている中、ちょっとした問題になっている親世代と祖父母世代の常識の差です。 昔は当たり前だった子育て方法が今では全く別の考え方が主流になっていたり、昔は行っていたことは色々な研究結果から間違っていたことがわかったり。子育てに対する考え方にギャップが生まれています。 そんな悩みを解消させることができ、今までよりも祖父母と親が協力して子育てを行える！と人気になっているのが祖父母手帳です。各自治体や日本助産師会などから発行されています。 本市において、リーフを作成されているのは承知しておりますが、経験豊かな祖父母の方に、笑顔で孫育てに役立つ祖父母手帳を作成される考えはございませんでしょうか。考えをお聞かせください。	

平成 30 年 5 月 28 日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

改正 大祐



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 30 年 5 月 28 日
午後 3 時 58 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	危機管理の取組について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	危機管理の取組について
質疑・質問の要旨	
危機管理は発生する前の危険予知・予防・発生時の準備が８割で、惨事が起きてから泥縄で対処したのでは８割失敗しているという見解がある。そのため平常時から潜在リスクの洗い出しや分析、危機管理マニュアルの整備等、事前に危機に備えて取るべき対策を実施することや、万が一危機事象が発生した緊急時には市民への被害を軽減し拡大を防止するため、状況を把握し、情報の収集・整理・発信、迅速かつ適切な対策を決定し実施すること、危機の収束時には原因の究明、再発防止策等の検討を実施すること等、あらかじめこれらの事を計画しておくことが重要と考えます。さて、本市は新年度より危機管理監を採用されました。これにより今まで以上に危機に対し素早い対応を行い、市民に対しても安心安全の取組の見える化が重要であると考えます。これらを踏まえ、危機発生時には円滑に対処出来るよう、又、危機管理能力を高めるため危機管理の取組について質問致します。 ①市として危機管理の危機とは、どういうものと捉えているのか。 ②危機管理監の所掌する業務とは何か。 ③昨年 10 月の台風時の災害対応としてどのような課題が抽出されたのか。 又、それらの課題を梅雨、台風シーズンを前にしてどう繋げていくのか。 ④平常時から危機に対し、さまざまな準備を積み重ねておくことが重要であるが、これまでの取組をどのように評価しているのか。又、危機管理監の設置を契機に、今後どのように取り組んでいくのか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成30年5月29日

生駒市議会議員

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

吉 波 伸 治



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成30年5月29日
午前10時33分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・一般質問（一括質問方式・一問一答方式）・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	安全・安心のまちづくりについて
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	安全・安心のまちづくりについて
質疑・質問の要旨	
安全・安心のまちづくりに関して、以下、質問をいたします。	
記	
(1) 内閣府・総務省消防庁・経済産業省の防災担当3省庁を事務局とする「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」の15(H27)年3月の報告書(全101ページ/以下、「報告書」)は、次のように述べています。	
95(H7)年1月に発生した阪神・淡路大震災による火災は285件発生し、そのうち、電気に起因する火災が占める割合は、出火原因が不明なケース(146件)を除くと、約61%(85/139件)に達するものと考えられている。	
11(H23)年3月に発生した東日本大震災の地震火災については、津波に起因する津波型火災と地震動に起因する地震型火災の両者が発生した。総出火件数378件のうち、地震型火災は163件、津波型火災は162件、地震動との関連が低い間接的な火災は53件であった旨の調査結果が出されている。地震型火災の出火要因について整理すると、本震の地震動に起因する火災で電気が火源となったものは、約65%(71/110件)と過半数を占めている。また、本震とは別に、余震や地震後の停電復旧、地震で破損した機器を使用したこと等に起因した火災でも、電気が火源となったものは約70%(37/53件)となっている。これらを合計すると、東日本大震災での地震型火災163件の約66%(108/163件)が電気火災であったといえる。	
かかる電気火災は、通電状態での地震の揺れの直後やその一定時間後の電気機器からの出火を原因とするものと、停電が復旧して通電されたときに、ブレーカーがオンのままになっていたことから、電気機器が地震の影響により故障したことなどによりショートしたことなどで発火し出火したことを原因とするものがある。	
このような状況に対して、地震時に一定以上の揺れを感知した場合に自動的に通電を遮断する感震ブレーカーは有効な手段と考えられる。そのため、阪神・淡路大震災の頃から、既に火災の専門家の間では、感震ブレーカーの普及が提案されてきた。	
以上のように「報告書」は、述べています。なお、「報告書」では、地震の揺れを感知し通電を遮断する機器のうち、感震機能付きの分電盤のみを「感震ブレーカー」といい、それ以外のコンセントタイプや簡易タイプのもも含めて機器全般をいう場合は「感震ブレーカー等」と表記していますが、この一般質問においては、一般的な表記に従い機器全般を「感震ブレーカー」といいます。	
以上を踏まえて、質問いたします。	
①「報告書」では、感震ブレーカーの普及が進まなかった理由に「周知不足」を挙げています。感震ブレーカーの普及のための市民への広報を進める必要があると考えますが、いかがですか。	
②「報告書」は、感震ブレーカーの普及が進まなかった理由に「費用負担への抵抗感」も挙げ、感震ブレーカーの普及に向けた自治体における先進的な取組として横浜市の補助金制度を紹介しています。同市以外にも、感震ブレーカー設置補助金制度を設ける自治体が増えてきております。本市においても感震ブレーカー設置補助金制度を設ける必要があると考えますが、いかがですか。	

(2) 震災経験者の手記等を読むと、地震発生時の備えで一番大切なものは「トイレ」対策と書かれています。震災を経験していない者は、私もそうですが、震災対策といえば水の備蓄は思い浮かびますが、震災では、給水がストップしてしまうだけでなく、断水や下水道の破損で排水ができなくなることも想定しなければなりません。よく、お風呂の残り湯を捨てないでトイレの水に使うという防災対策を耳にしますが、排水そのものができなくなると、水があっても流せません。マンホールの上にトイレを設置して、そのまま下水管に汚物を落とすという方法も、排水管がつまって、水が流れない状態では、連続使用は困難です。結局、「トイレ」対策としては、水がなくても排泄物を固めて捨てることのできる簡易トイレを準備しなければなりません。簡易トイレは、震災に備えた防災グッズの必需品です。

このように、防災グッズとしては、何が必要で、それをどれぐらい準備・備蓄しておかなければならないかは分かりにくいものです。また、なかなか防災グッズを用意しようという気持ちにならない人も多いものです。

そこで、簡易トイレを含む防災グッズの準備・備蓄を動機付けて、それを促進するためには、「家庭用防災グッズ購入補助金制度」を設けることが有効と考えますがいかがですか。

なお、すでにこの制度を設けている自治体もあります。

(3) 一昨年8月の豪雨で、岩手県岩泉町の高齢者施設の9人が逃げ遅れて犠牲になったことから、昨年6月に施行された水防法等の一部を改正する法律で、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の、地域防災計画に定められた「要配慮者利用施設」に対し、「避難確保計画の作成」と「訓練の実施」が義務づけられました。このことについて質問します。

①本市の地域防災計画では、「要配慮者利用施設」について、どのような施設が定められていますか。施設の種類と施設数をお教えてください。

②それらの施設の「避難確保計画の作成」と「訓練の実施」について、把握されている状況をお教えてください。

平成 30 年 5 月 29 日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

竹内ひろみ



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 30 年 5 月 29 日
午前 11 時 43 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	コミュニティーバスの運行について
2	子どもの歯の健康の維持・増進について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	コミュニティバスの運行について
1. 質疑・質問の要旨	
平成23年3月に策定された「生駒市地域公共交通総合連携計画」（概要）では、「わが国が本格的な高齢化社会を迎える中、生駒市でも早期に開発の進んだ住宅地の住民の高齢化が急速に進展しています。・・・数年後には団塊世代の多くの方が定年退職を迎えられます。それに伴って大阪への通勤交通が減少して生駒市内での移動が多くなると考えられ、そのような変化に対応した公共交通の整備が求められています。これまでベッドタウンとして発展してきた生駒市にとって、このような変化はこれまでに経験したことのない変化であり、今後10年程度の間これらの変化は急速に進展すると考えられます。」と書かれています。その後数年経過したいま、まさにこの見通しどおりの経過が進行していることを日々実感しているところです。 このような中、「市民生活に必要な活動を支えることは市が行うべき施策であると認識し、それに必要な公共交通政策の推進を市が積極的に果たしていく。」と明確に位置づけられ、公共交通サービス（コミュニティバス）の提供が行われてきました。 既存の3路線に加えて、現在、北新町線、萩の台線の2路線で実証運行中であり、その結果をみて、9月には本格運行に移行するかどうかが決まることになっています。この実証運行は、最初の2年間の結果を見て、ルートや運行スケジュール、運賃などの見直しをし、さらに2年間延長をして進められており、この結果次第で本格運行に移行できるかどうか問われることから、地元の市民の方たちも大きな関心をもって注視され、存続のための努力も強められているところです。 これらの地域の状況を見ますと、ここ1－2年の高齢化の進展は著しく、歩行が難しくなる人、運転免許を返納される人など、コミュニティバスを必要とする人が増えているのは確かです。今の時点で利用者数が基準を満たさない状況であっても、短絡的に中止を決定したりせず、長期的な展望から、できるだけ存続していく方向で検討することが求められています。 なお、生駒市内には、道路が狭い、坂が急などの理由からコミュニティバスの提供が困難な地域が多く、それに代わる交通サービスとして、デマンド型乗合交通が求められています。上記の「協議会」資料4-2でも、高山町、北田原について、「今後の対応方針－想定される整備手法」としてタクシーの活用も掲げられ、「整備の目途」として、「平成31年度以降を目途に整備手法等方針を決定」と書かれています。急速な高齢化の進展の中、検討が急がれます。	

そこで、以下の質問をします。

1. 実証運行中の2路線について

- ① 5月末までの利用者数、市の負担率などの状況は？
- ② 現在までの実証運行結果の評価は？

2. 公共交通サービスを今後新たに導入する地区の計画・方針は？

3. デマンド型乗合タクシーについての市の方針は？

番号	質疑 ・ 質問事項
2	子どもの歯の健康の維持・増進について
1. 質疑・質問の要旨	
昨年5月23日付産経ニュースで『「口腔崩壊」児童346人、学校の歯科検診「要受診」の6割以上が医者行かず』と報道され、12月1日付朝日新聞デジタルでは「虫歯放置の口腔崩壊の子ども、小中学校3割で確認 岐阜」と報道されるなど、子どもの「口腔崩壊」が問題になっています。また、9月2日放映のNHKおはよう日本では、「子どもの歯に格差」として、5歳児で「虫歯なし」が61%の一方で、重い虫歯が10本以上の「口腔崩壊」の子どもがいる学校が3割という福岡県内でのNHK調査結果が報告され、子どもの貧困・格差との関わりも指摘されています。 上記の産経ニュースによれば、「兵庫県内の小中学校、特別支援学校の歯科検診で、平成28年度に虫歯などで「要受診」と診断された児童・生徒のうち、65%が歯科を受診していない可能性のあることが分かった。」とのことでした。 調査は、「要受診」の診断を受けた子どもの受診動向や、歯科保健指導の状況を把握するのを目的に、県保険医協会が昨年3月に初めて実施したもので、検診を受けた児童・生徒11万415人のうち31.6%にあたる3万4869人が要受診と診断され、未受診か受診を確認できなかったのが、小学生で46%、中学生64%、高校生は84%に達したとのことでした。また、未治療の虫歯が1人で10本以上あるなど「口腔崩壊」と呼ばれる状態の児童・生徒の有無については、回答した学校の35.4%にあたる97校が「いる」と答え、子どもの数は合わせて346人であったといっています。具体的には「乳歯が全て虫歯の児童が数人いる」「歯肉炎も重度。パンが食べられない」「歯がない状態で親に伝えても『困っていない』と言われた」などの報告事例があったということです。 以前から、子どもの貧困は歯にも現れており、「口腔崩壊」についても知ってはいましたが、学校の子どもたちがここまでひどい状況に置かれていることには衝撃を受けました。未受診のまま放置されている理由として、兵庫県保険医協会の担当者は、「共働きや貧困などで子どもを歯科に連れて行くことができない家庭もある。学校で個別に家庭状況を把握したうえで指導することが必要だ」と話しているとのことでした。また、「ほとんどの自治体で中学生以下は医療費無料が制度化されているが、同協会は「その制度を知らず、貧困などの理由で受診させていない家庭があるようだ」と分析しているとのことでした。 虫歯を放置すれば、悪化することはあってもよくなることはないし、ひどくなれば食事にも支障が出て、成長盛りの子どもの健康に悪影響を及ぼすことはいうまでもありません。また、感染症の心配もあります。	

上記の報道のように、未受診のまま放置されるようなことを防ぐためには、検診結果について保護者に通知するとともに、治療の大切さや医療費無料の制度を周知し、治療を促すとともに、後日治療が行われたかどうかを確認することが重要です。

そこで、以下質問します。

1. 本市における、公立の幼稚園・保育園（こども園）・小中学校の歯科検診の状況について

- ① 平成29年度の歯科検診の受診者数、「要受診」と診断された子どもの数は？
- ② 「要受診」と診断された子どもについて未受診／受診の確認はされているか？
確認されている場合、未受診の率は？
- ③ 受診が困難な子どもの家庭状況を個別に把握し指導されているか？

2. 子どもの歯の健康を維持・増進するための市の施策・方針は？

平成30年5月29日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 殿

生駒市議会議員

樋 口 清 士



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成30年5月29日
午後 / 時 44 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	行政運営の改善・改革について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	行政運営の改善・改革について
質疑・質問の要旨	
平成 24 年 3 月に策定された生駒市行政改革大綱は、既に平成 28 年度末で期限切れとなっており、平成 30 年 2 月 16 日に開催された生駒市行政改革推進委員会（第 6 回）において、次期行政改革大綱の策定方針（事務局素案）が提出され、また、平成 30 年 2 月 19 日には生駒市行政改革推進委員会から「新たな『行政改革大綱』を策定し取組を進めることが適当」との答申が出された。これを受けて、今年度から大綱策定の協議が本格的に進められることとなっている。 他方、国においても、人口減少等を背景として地方公共団体が将来にわたって、いかに行政運営を健全に維持していくかといった観点から様々な研究、議論が行われ、制度改正等に取り組まれている。 例えば、平成 28 年 3 月 16 日に地方制度調査会から「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」が提出され、これを受けるかたちで平成 29 年度に地方自治法が改正され、内部統制制度の導入、監査制度の充実強化に係る規定が盛り込まれ、平成 32 年度から施行されることとなっている。 今後、生駒市行政改革大綱の策定作業を進めるに当たっては、国の制度改革等の動向を踏まえつつ、これまでの行政改革の成果を検証し、改革の成果を踏まえ継続的な改善に取り組むべき事項、引き続き改革に取り組むべき事項、新たに改革に取り組むべき事項を整理し、その改善・改革の方向性と具体的な取組を示す必要があると考える。 そこで、今後の行財政運営の改善・改革に関して、以下の通り質問する。 ①これまでの生駒市における行政改革の取組の成果と残された課題を、現状においてどこまで整理、把握しているか。 ②平成 19 年度以降、行政改革が進められ、一定の成果を得てきた中で、その成果を定着させ、あるいは改善を進めていくべき事項は何と考えているか。 ③次期行政改革大綱において、特にどのような点に力を入れるべきと考えているか。 また、新たにどのような課題に取り組むべきと考えているか。 ④健全な行財政運営に向け、事務事業の不断の見直しが必要と考えるが、そのための仕組み、体制をどのように考えているのか。	

平成30年5月29日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 様

生駒市議会議員

山田 耕三



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成30年5月29日
午後1時58分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	緊急時における情報伝達について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	緊急時における情報伝達について

質疑・質問の要旨

総務省は、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）全国一斉情報伝達訓練（作動テスト）を、本年度は４半期ごとに実施するとのことであり、５月１６日には、本市においても防災行政ＭＣＡ無線を通じて伝達訓練が行われた。現在市内には、全域をカバーするよう５７カ所に防災スピーカーが設置されており、災害などの緊急時における重要な情報伝達手段となっている。

災害などの緊急時における情報伝達手段には防災行政ＭＣＡ無線の他にも、緊急速報（エリアメール）があり、本市に大雨洪水警報が発令された５月１３日には、土砂災害警戒情報が発令され、緊急速報（エリアメール）により通知が入ったところである。緊急速報（エリアメール）は、事前登録なしで携帯電話に通知が入るシステムであり、本市では、事前にメールを登録する「緊急災害情報メール」や「奈良県川の防災情報」も併せて情報伝達を行っている。

停電を伴う災害が発生した場合、テレビでの情報収集は困難になり、ＭＣＡ無線や携帯メールからの情報は貴重なものになる。しかし、これまでの全国一斉情報伝達訓練では、防災スピーカーの音声は、聞こえにくい・聞こえないといった意見を頂くこともあり、課題があると考えます。そこで、災害などの緊急時における情報伝達について質問します。

記

1. 本市での全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の訓練において、情報伝達の不具合等これまで生じていないか。
2. Ｊアラートの伝達訓練で、防災行政ＭＣＡ無線を通じての放送が聞こえない等、市民からの声は把握しているか。把握しているのなら、その後どのように対応・対策をなされたのか。
3. 上記２．で障がいや病気などで音声は聞こえないなどの情報を受け取ることが困難な方のための代替策はあるのか。
4. ＭＣＡ無線は、Ｊアラートなど災害などの伝達に利用しているが、他に活用の予定はあるのか。
5. 小中学校にある「デジタルなまず」はどのように活用しているのか。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成 30 年 5 月 29 日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

恵比須 幹夫



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

 平成 30 年 5 月 29 日
 午後 2 時 16 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	がん対策について
2	通学路と小学校・幼稚園・保育所の安全対策について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	がん対策について
質疑・質問の要旨	
◆がん検診の受診率について 「第２期 健康いこま 21」において、がん検診の受診率目標値は平成 34 年度に 30％と掲げられています。平成 29 年度の結果についてどのように分析・評価されているのか、お聞かせ下さい。 ◆精密検査の受診率について 平成 28 年（2016 年）12 月、定例会の一般質問において「がん対策基本法」の改正（平成 28 年 12 月 9 日成立、12 月 16 日公布・施行）で方針が示されたことを受け、精密検査の受診率向上について、取組の強化を要望させていただきました。平成 29 年度までの取組状況と成果についてどのように分析・評価されるのか、見解をお聞かせ下さい。 ◆「第２期 健康いこま 21」の見直しと、がん対策について 奈良県は、平成 30（2018）年度から平成 35（2023）年度までの 6 年間を計画期間とする「第 3 期奈良県がん対策推進計画」を策定しました。今後、市の「第２期 健康いこま 21」へはどのように反映していく方針なのか、考えをお聞かせ下さい。 ◆乳がんの早期発見対策と高濃度乳房に関する情報発信について 乳がんの対策型検診として用いられるマンモグラフィは、乳腺に占める脂肪組織の割合が高い「高濃度乳房」の場合、病変も乳腺組織も白く映るため、乳がんを見つけにくくなる傾向にあるとされています。統計では、日本人の約 40％が高濃度乳房であると考えられています。国の「がん検診のあり方に関する検討会」でも高濃度乳房であることの本人告知等に関する検証が行われてきましたが、現状では「時期尚早」との考えが示されています。 しかしながら、乳房のがんのり患率は他の部位と比して女性では最も多く、社会的な関心が高まっていることを鑑み、高濃度乳房や任意型検診の受診に関する正確な情報の提供が必要かと考えます。市としての見解をお聞かせ下さい。	

番号	質疑 ・ 質問事項
2	通学路と小学校・幼稚園・保育所の安全対策について
質疑・質問の要旨	
◆小学校通学路の不審者対策について ①平成 29 年度の通学路等における不審者出没事案の発生件数について前年度と比較し、どのような傾向にあると分析しているのか、見解をお聞かせ下さい。 ②通学路の安全対策については、平成 24 年度以降、市内小学校及び PTA、教育委員会、県・市道路管理者、警察が合同点検を実施、順次対策が講じられてきました。これまでは、交通面の改善が主体であったと認識しますが、通学路において人目につきにくい「死角」となるポイントの確認はどのような形で行われているのか、現状の取組についてお聞かせ下さい。 ③通学路において、安全面を考慮すると極力子ども一人で移動する時間を短くすることが望ましいと考えられます。現状、どのような配慮・工夫がなされているのか、お聞かせ下さい。 ◆小学校、幼稚園及び保育所における不法侵入者への対策について ①危機管理マニュアルに基づく、不法侵入があった場合の訓練の実施状況についてお聞かせ下さい。 ②不法侵入者があった場合、警察への通報は一刻を争います。その意味から、110 番非常通報装置を導入することが望ましいと考えられます。見解をお聞かせ下さい。 ③防犯カメラの導入に当たっては、データの記録のみならず即時対応を可能とする監視用モニターの導入も必要かと考えます。見解をお聞かせ下さい。 ④不法侵入者があった場合、いち早く施設内外へ異変を知らせる防犯警報装置の導入も効果的と考えられます。見解をお聞かせ下さい。 ⑤小学校と比べ、幼稚園および保育所は男性の働き手が極めて少ない状況にあります。不法侵入抑止の観点から、施設内見守りの有償男性ボランティア制度の導入等も一案かと考えます。見解をお聞かせ下さい。	

平成 30 年 5 月 29 日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 様

生駒市議会議員

伊木 まり子 印

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 30 年 5 月 29 日
午後 2 時 55 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	在宅医療と在宅医療・介護連携について
2	熱中症の予防対策について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	在宅医療と在宅医療・介護連携について
質疑・質問の要旨	
県では今年3月、第7次奈良県保健医療計画（2018年からの6年間の計画）が策定されました。今後の人口減少と急速な高齢化の進展を背景に、病院中心の「治す医療」の視点から、地域に根差して生活の質を保ちながらその人らしい人生を送るための「治し支える医療」への視点の変換、医療・介護一体の取組の重要性が示されています。 一方、生駒市では2016年から生駒市医療介護連携ネットワーク協議会を開催、在宅医療介護推進部会を設置し様々な取組が進められ、今年4月には3つの新たな取組が報告されました。 このような背景のもと、今回、在宅医療と在宅医療・介護連携について質問します。以下の点について、所見をお聞かせください。 1、生駒市内の在宅医療の現状と課題 2、在宅医療に関する市民意識の現状と在宅医療推進における市民側の課題 3、在宅医療・介護連携における医療側の現状と課題 4、在宅医療・介護連携における介護側の現状と課題 5、在宅医療に関するこれまでの取組とその評価 6、在宅医療に関する今後の取組 7、在宅医療・介護の連携におけるこれまでの取組とその評価 8、在宅医療・介護の連携に関する、今後の取組・進め方 9、在宅医療と在宅医療・介護連携において生駒市立病院の担う役割	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	熱中症の予防対策について
質疑・質問の要旨	
昨年 5 月、生駒市教育委員会では市内中学生熱中症事故調査結果報告書の提言に基づき、熱中症予防・対応マニュアルを作成されました。その後、教育や保育の現場ではマニュアルに基づき、熱中症対策及び事故防止に取り組まれてきたと承知しています。 今年は 5 月に 30 度を超える日があり、例年に増して熱中症の発生が懸念されます。5 月 15 日、文部科学省は都道府県などの教育委員会学校安全担当者に対し（依頼）「熱中症事故の防止について」を通知し、その中で、運動部活動以外の部活動や屋内での授業中においても熱中症が発生していることを指摘し適切な措置を求めています。 以下について、ご所見をお聞かせください。 1、マニュアルに基づく対応の現状と課題 2、運動部活動以外で発生する熱中症を予防するための取組	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成29年5月29日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 様

生駒市議会議員

浜田 佳資



発言通告書

次のとおり通告します。

平成30年5月29日
午後2時57分 受領

発言の種類 (○を付ける)	一 質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括 質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急 質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	燃えないごみの収集方法及び家具のリユースの促進について
2	観光促進への整備について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑・質問事項
1	燃えないごみの収集方法及び家具のリユースの促進について
質疑・質問の要旨	
家庭ごみについては、有料化という根本的な問題とともに、個々の改善についても取り組むことが必要であり、今回は、次の問題についてお聞きします。 1. 燃えない家庭ごみを出すには、電話リクエストかリレーセンターへの持ち込みとなっている。 電話リクエストの方式は確かに便利ではあり、特に大型の場合などは喜ばれている。しかし、燃えないごみを指定袋に入れて出す場合は種別に袋に入れて出さなければならないことから、ものによっては小さい袋で出す場合もあり、「わざわざ電話をするまでも」という声や、「前のように、ごみ集積所に出すことはできないのか」という声が聞かれる。 そこで、ごみの減量にあたって市民にご負担、ご協力いただいていることにも鑑み、上記の市民の声に答え、ごみ集積所に出すという方法を併用することはできないか。 2. リユースについては、家具、不用品交換、陶磁器製・ガラス製食器などについて取り組まれているが、今回は家具のリユースについてお聞きします。 この取組については、回収日の拡大や販売の日常化など促進に取り組まれており、前日のリユース品販売会は盛況だったと思います。このリユースの取組は、実際の取組自体による減量効果だけでなく、リユースの意識を醸成することによる減量効果も見込まれます。 そこで、以下の点についてお聞きします。 ①家具のリユースについてどのような取組を行っており、その効果、課題はどうか。 ②現状の取組を踏まえ、更に促進するための課題と対策はどうか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑・質問事項
2	観光促進への整備について
質疑・質問の要旨	
観光の促進については、観光資源の掘り起こしと市外に向けての情報発信が重要であるとともに、来ていただいた方の満足度の充足には、市内での情報提供とトイレの問題も大きいと考える。この点は、観光資源のPRと比べ、ともすれば埋没しがちになりかねないが、最近の集客施設においては、特にトイレには相当力を入れていると考える。 そこで、次の点についてお聞きします。 ①近鉄各駅及びその周辺での観光客への情報提供の現状と対策はどうか。とりわけ、中心である生駒駅とその周辺ではどうか。 ②観光客の利用を想定している官民それぞれのトイレの状況（和式、洋式など）と対策はどうか。中心である生駒駅周辺ではどうか。 ③観光客のニーズ調査は行っているのか、その内容、今後についてはどうか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。